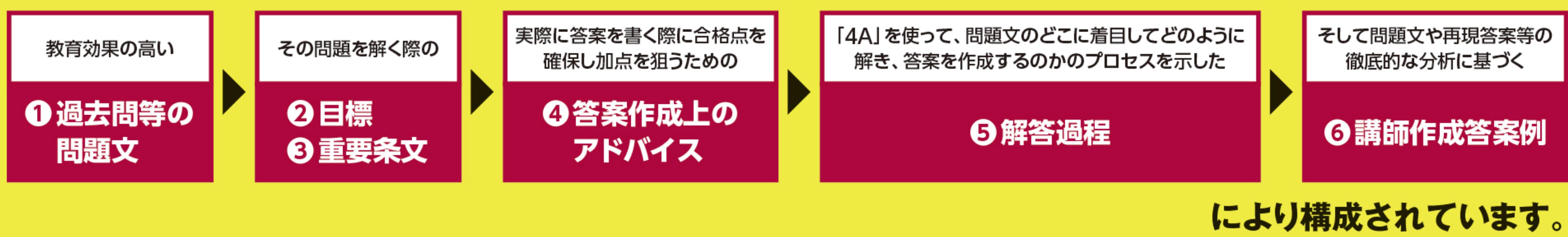


2 4A 論文解法パターンテキスト

「4A 論文解法パターン講義 P26」の問題演習用テキストとして使用します。



により構成されています。

4 A 論文解法パターン
< T A C 司法試験講座 > 無断複製・無断転載等を禁じます。

<目標>

- ① 約定債権関係の処理手順を把握する。
- ② パンデクテン方式の使い方を把握する。

<重要条文>

- 1 贈与 (549条～)
- 2 心裡留保 (93条)
- 3 条件及び期限 (127～137条)

<答案作成上のアドバイス>

- ① 【設問】では“三つ挙げ”のよう指定されていますが、3つ未満しか思いつかなくとも部分点はとれますから、即不合格になるわけではありません。現実的には、上記重要条文のうち2つを挙げて、問題文の事情をある程度使えていれば合格できるでしょう。
逆に、“三つ”より多く挙げるのは、問題文の指定の仕方（あくまで“三つ”）からして、少なくとも配点はされないと解されます。
- ② 自然債務は、現実的には思いつけないか、使いこなせないでしょう。

<解答過程>

当事者確定、言い分

- X 「300万払え！」 vs Y 「ヤダ！」 ∵ 【設問】から明らか。
→ X :【設問】L1 “X Y間で…贈与する旨の契約が成立した” (法的構成)
→ 対立当事者間に契約関係あり (約定債権関係)
→ 契約各則 (贈与～和解) のうち、どれに当たるか?
→ 贈与 (549条～)
→ 549条～の規定に従って処理する。
↓ あてはめ

●講師作成答案例

講師作成答案例を、予備試験最終合格者が自分で加工してくれたものです。オレンジ色のマーカーは条文そのもの、黄色のマーカーは条文に関連する問題文の事情等。条文と問題文の事情を組み合わせるだけで論文答案が書けることが一目瞭然！

合格ラインも一目瞭然！

●最低ライン、合格ライン、加点事由等

太字が必ず確実に書かなければならない最低ラインの論述で、これと通常の文字を合わせれば予備試験・法科大学院入試の合格ライン答案（目安）になります。斜めになっている文字は、中～上位合格を目指すための加点事由等です。

●目標

何のためにこの問題を解くのか、目標を明示することで、この問題を解くことで伸ばすべき、論文本試験で求められる“能力”を明確化しています。知識を得るためにだけに問題を解くのはもったいない！

●重要条文

論点単位ではなく、条文単位で問題を解けるようになることが、条文を使って問題を解くことが求められる本試験合格への最短ルートです。

●答案作成上のアドバイス

本試験現場における受験生の現実的な視点に立って、試験対策に特化した、得点につながるアドバイスをしています。

●解答過程

全ての論文式問題を、「4A（を具体化した解法パターン）」で解いていきます。各問題の解答プロセスは、中村講師が本試験現場における受験生の視点に立って講義で実演します。問題文・条文のどこに着目し、どのように考えて解きほぐし、答案を作っていくのか、解答プロセスの全てを実演・明示します。

4 A 論文解法パターンテキスト 刑事訴訟法
< T A C 司法試験講座 > 無断複製・無断転載等を禁じます。

- 45 ウ 確かに、Xの「被服」は、Aの供述と良く似ていたから、かなり特徴的だつたと思われるが、これは「犯罪の」顕著な証跡（同条項3号）とはいえない。
エ そしてXは、B Cの職務質問を受けて「誰何され」たが、これに素直に応じる中で、犯行を否認し、自分は犯人ではない旨を申し立てており、「逃走しようとする」（同条項4号）気配は全くない。
オ よって、Xは、準現行犯でもない。
(3) そうすると、本問現行犯逮捕は違法である。
3(1) ただ、「司法警察職員」Bが、法定刑「5年以上の有期懲役」と「長期3年以上の懲役へにあたる」強盗未遂罪（刑法243条、236条1項）につき、前記2(1)イ(2)アからすると、Xが「罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合」といえる。
また、Xは、犯人と疑われた以上、逃走しナイフ等の罪証隠滅のおそれがありから、「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないとき」といえる。
とすると、緊急逮捕（210条）の実体的要件はみたしているが、逮捕形式の選択を誤ったにすぎないとして、現行犯逮捕の違法は軽微なものにとどまるとも思える。
(2)しかし、緊急逮捕は、厳格な制約の下、逮捕後「直ちに裁判官の逮捕状を求める手続」をとることを条件として、「令状」（憲法33条）による逮捕として認められるものだから、直ちに同手続をとったとの事情がない本問では、やはり違法が軽微にとどまるとはいえない。
4 よって、本件勾留請求は、身柄拘束の期間制限（216条、203条～）に反するとの事情もないが、認められるべきではない。

以上